

公 告

分任契約担当官
陸上自衛隊東千歳駐屯地
第324会計隊長 原野 直樹

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

1 入札事項

契約実施計画番号	調 達 要 求 番 号	物 品 番 号	仕 様 書 番 号				
2LWD10500460	2MM01A10757 0001						
品名 または 件名							
# 2 1 1 1 隊舎内部塗装補修							
部品番号 または 規格							
仕様書のとおり							
使 用 器 材 名							
数 量	単 位	銘 柄	使 用 期 限 等	グ ル ー プ	指 定	検 査	包 装
1.00	EA						
納地または工事場所				引 渡 場 所			
東千歳駐屯地				管理科 大塩技官 (3852)			
搬入場所				納 期 または 工 期			
				令和5年2月28日 (火)			

2 競争参加資格

次のいずれかであること

防衛省競争参加資格の「建築一式工事」に係る等級がA、B、C、D等級であること

防衛省競争参加資格の「塗装工事」に係る等級がA、B、C等級であること

ただし、細部は注意事項による。

3 契約条項を示す場所

陸上自衛隊東千歳駐屯地 第324会計隊契約班及び北部方面会計隊ホームページ

4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：

入札日時場所：令和4年12月20日 (火) 9時30分 第324会計隊 入札室

5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：総品目総額 契約方式：一般競争

7 注意事項

(1) 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

ア 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

イ 契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

ウ 2項「競争参加資格」の格付を有する者で、北海道防衛局又は北海道地域に競争参加を希望していること。

エ 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

オ 「入札及び契約心得」を厳守している者

カ 別紙「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等」に該当しない者であること。

(2) 保証金等に関する事項

ア 入札保証金：免除。ただし、落札者が契約締結に応じない場合は、落札価格の100分の5以上を違約金として徴収する。

イ 契約保証金：免除。ただし、金融機関若しくは保証事業会社の保証、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約の保証を付すものとする。なお、保証金額又は保険金額は、請負代金の10分の1以上とし、落札者が契約を履行しない場合の違約金として取扱うこととする。

(3) 入札書の内訳書

入札書には内訳書を添付すること。ただし、開札から直ちに行う再度入札に係る内訳書については、後日、郵送等により提出することができる。

(4) 入札の無効

ア 第2項で示した競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札

イ 入札に関する条項に違反した入札

- ウ 入札金額、入札者の氏名が判別し難い入札
 - エ 入札時間に遅れた者の入札
 - オ FAX・電信・電話・電報による入札
 - カ 入札書に暴力団排除に関する誓約事項に誓約する旨の記載が無い入札書（入札及び契約心得参照）
 - キ 誓約した暴力団排除に関する誓約事項に虚偽があった場合又は違反した場合
 - ク 入札書の内訳書の内容に著しい不備があつて当該入札書の内訳であると認められない場合
- (5) 落札決定方式
総額が当隊所定の予定価格の制限の範囲内の最低入札者を落札者とする。なお、落札者となるべき最低入札者が2人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。
- (6) 契約書の作成
落札者は落札決定後、遅滞なく陸上自衛隊「建設工事に係る標準契約書」の様式により契約書を作成する。
- (7) その他
ア 契約の成立時期については、契約書に双方が記名押印したときとする。
イ 落札決定にあたっては、入札書に記載された当該金額の10%に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (8) 入札に参加する者は、資格審査結果通知書写を提出すること。
(9) 代理人をもって入札に参加する場合は、委任状を提出すること。
(10) 再度入札の必要が生じた場合
直ちに実施する。但し、郵便入札があつた場合は、令和4年12月23日（金）09時30分に執行する。
- (11) 郵便入札
ア 郵便による入札を行う場合、封筒に「（入札件名） 入札書在中」と明記した上で、資格審査結果通知書写を同封し、書留郵便等にて令和4年12月19日（月）17時00分までに、第324会計隊契約班へ必着させること。この際、下記担当者に電話にて到達の確認をすること。
イ 郵便入札がある場合の再度入札に関しては、令和4年12月22日（木）17時00分までに第324会計隊契約班へ必着させること。この際、下記担当者に到達の確認をすること。
- (12) 入札及び仕様書に関する事項の問い合わせ先
ア 入札に関する事項
東千歳駐屯地 第324会計隊契約班 担当 今川
TEL 0123-23-5131 内線3810
FAX 0123-23-3642
イ 仕様書に関する事項
東千歳駐屯地業務隊 担当 大塩
TEL 0123-23-5131 内線3852
- (13) 公告掲示場所及び期間
ア 掲示場所：東千歳、札幌、島松の各駐屯地会計隊、千歳商工会議所、千歳市役所
北部方面会計隊ホームページ
イ 掲示期間
令和4年12月1日（木）～令和4年12月20日（火）

装備品等及び役務の調達に係る指名停止等

- 1 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止措置等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- 2 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- 3 原則、現に指名停止を受けている者の下請負について認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りではない。
- 4 第2号の「資本関係又は人的関係にある」場合とは、次の定める基準のいずれかに該当する場合をいう。
 - (1) 資本関係がある場合
次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は、イについて子会社の一方が会社更生法（昭和27年法律第172号）第2条第7項に規定する更正会社（以下「再生手続」という。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続（以下「再生手続」という。）が存続中の会社である場合を除く。
 - ア 親会社（会計法第2条4号及び会計法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合。
 - イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合。
 - (2) 人的関係がある場合
次にア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては、更正会社又は再生手続存続中の会社である場合は除く。
 - ア 一方の会社の役員（常勤又は非常勤の取締役、会計参与、監査役、執行役、理事、監事その他これらに準ずる者をいい、社外役員を除く。以下の号において同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合。
 - イ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合。
 - ウ (1) 及び (2) に掲げる場合のほか、資本構成又は人的構成において関連性のある一方の会社による落札が他方の会社に係る指名停止等の措置の効果を事実上減殺するなど (1) 又は (2) に掲げる場合と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合。

工事仕様書

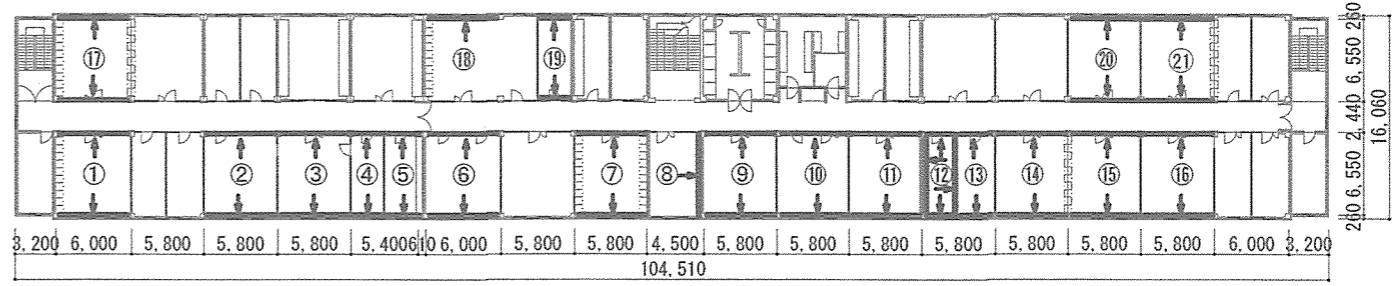
1. 工 事 件 名 : #2111隊舎内部塗装補修
 2. 工 事 場 所 : 北海道千歳市祝梅1016 陸上自衛隊東千歳駐屯地
 3. 工 事 概 要 : 内部塗装補修 一式

一 般 事 項

項 目	事 項										
1 総 則	特記仕様書及び図面は、東千歳駐屯地において実施する「#2111隊舎内部塗装補修」において必要な項目を実施する。										
2 疑 義	特記仕様書及び図面との内容に相違ある場合や明示ない場合又は疑いを生じた場合には、すべて監督官と協議しなければならない。										
3 現 場 管 理	ア 工事場所は、常に整理整頓その他清掃を行い、火災等の自己防止に努める。 イ 出入口及び危険性のある場所には、危険表示などの処置を行う。 ウ 工事場所及び許可された場所以外への無断立ち入り等は厳禁とする。 エ その他部隊側の諸規則、指示に従い延滞なく作業を行う。										
4 安 全 管 理	労働安全衛生規則の定めるところにより、十分な安全管理対策を行い災害の未然防止をはかるものとする。										
5 書 類 整 理	書類の整理は、請負業者の責任において監督官の指示どおり延滞なく行う。										
6 工 事 写 真	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">分 類</th> <th style="width: 15%;">規 格</th> <th style="width: 15%;">部 数</th> <th style="width: 60%;">撮影箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>着手前</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">L版程度とする。</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">各1部 (アルバム等貼り付け)</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">撮影箇所は工事内容及び、監督官の指示する場所とする。</td> </tr> <tr> <td>工事中</td> </tr> <tr> <td>完成時</td> </tr> </tbody> </table>	分 類	規 格	部 数	撮影箇所	着手前	L版程度とする。	各1部 (アルバム等貼り付け)	撮影箇所は工事内容及び、監督官の指示する場所とする。	工事中	完成時
分 類	規 格	部 数	撮影箇所								
着手前	L版程度とする。	各1部 (アルバム等貼り付け)	撮影箇所は工事内容及び、監督官の指示する場所とする。								
工事中											
完成時											
7 後 片 付 け	工事完了に際しては、工事現場の後片付け清掃等を行う。										
8 電 気 ・ 水 道	電気・水道は、請負業者の負担において準備する。										
9 完 了 検 査	工事終了後、特記仕様書及び図面等に基づき、請負業者・監督官が立会いの上、検査官が指定した日時に行うこと。										
10 工 事 期 間	工事期間は、令和5年2月1日～令和5年2月28日の間とする。										

特 記 事 項

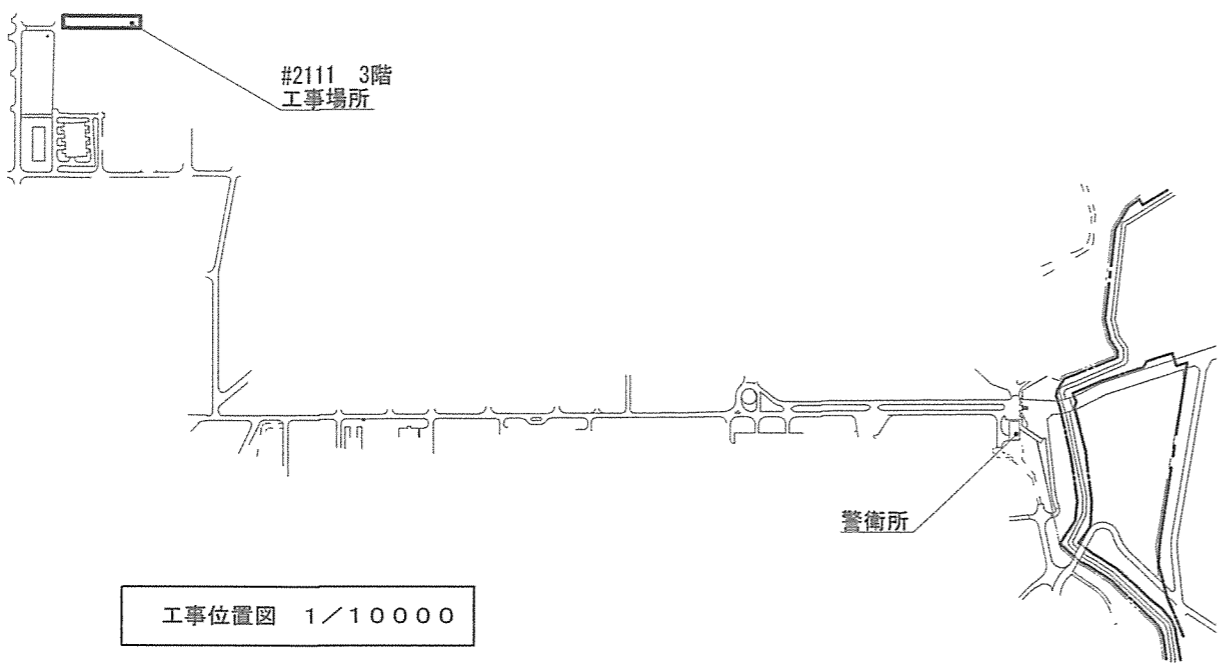
項 目	事 項



凡 例 ↓ 壁塗装 各室天井高2,700 3階 平面図

数量内訳

1. 塗装工事
 既存壁塗装 EP塗装 A種 589.0m²
 既存壁下地処理 B種 589.0m²



工事名	#2111隊舎内部塗装補修				図面番号	1/1
種 別	特記仕様書・案内図・平面図・数量内訳				縮 尺	図 示
業 務 隊 長	管理科長	営繕班長	工事企画係長	施設管理専門官	管財主任	設 計
陸上自衛隊東千歳駐屯地業務隊					令和4年11月28日	

